

「生命科学・医学系研究に関する情報公開文書」

研究機関名：秋田大学医学部附属病院

受付番号	
倫理審査（初回審査）	2023年10月16日
研究課題名	子宮鏡下子宮筋腫摘出術後の周産期予後に関する多施設共同調査研究
研究の対象	2017年4月1日～2022年3月31日の間に研究参加施設において TCR-M を受け、その後分娩に至った症例
研究の目的・方法	東北地方における TCR-M 後妊娠の分娩様式および周産期母体合併症および胎児予後について明らかにするため、TCR-M 後妊娠例の周産期予後について後方視的多施設共同調査研究を実施する。 ・研究実施期間：（委員会承認後、病院長による研究実施許可日）～2024年3月31日 ・試料・情報の利用または提供開始予定日：（研究機関の長による研究実施許可日）～2024年3月31日
調査データ該当期間	2017年4月1日 ～ 2022年3月31日
研究に用いる試料・情報の種類	1）患者基本情報：分娩時の年齢、妊娠回数、分娩回数、帝王切開既往、産婦人科手術既往、子宮筋腫の位置別の個数 2）子宮鏡手術時の所見：手術時の年齢、切除機器、子宮筋腫の子宮腔内突出度、摘出子宮筋腫の個数、摘出子宮筋腫最大径、子宮筋腫摘出完遂度、手術時間、手術時出血量、子宮筋層切除の有無、術中子宮穿孔の有無、術後子宮腔癒着予防処置の有無 3）妊娠所見：妊娠胎児数、不妊治療の有無、手術から妊娠成立までの期間、胎盤付着部位、胎盤付着部と子宮筋腫切除部位の関係、妊娠合併症 4）分娩所見：分娩週数、分娩誘発の有無、分娩様式、帝王切開術例の適応、分娩時出血量、分娩時合併症の有無、出生児体重、APGAR スコア 5）産褥所見：産褥異常の有無
外部への試料・情報の提供	上記情報を東北医科薬科大学に提供する。
研究組織	研究代表者 東北医科薬科大学医学部産婦人科学教室 特任教授 渡部 洋 研究分担者 東北医科薬科大学若林病院産婦人科 病院教授 渡辺 正

	秋田大学大学院医学系研究科産婦人科 教授 寺田 幸弘 弘前大学大学院医学研究科産科婦人科学講座 教授 横山 良仁 岩手医科大学産婦人科学講座 教授 馬場 長 東北大学大学院医学系研究科周産期医学分野 教授 齋藤 昌利 山形大学医学部産科婦人科学講座 教授 永瀬 智 福島県立医科大学医学部産科婦人科学講座 教授 藤森 敬也
共同研究機関名・研究機関の長名	東北医科薬科大学病院 佐藤 賢一 東北医科薬科大学若林病院 赤井 裕輝 秋田大学医学部付属病院 南谷 佳弘 弘前大学医学部附属病院 袴田 健一 岩手医科大学付属病院 小笠原 邦昭 東北大学病院 張替 秀郎 山形大学医学部附属病院 土谷 順彦 福島県立医科大学付属病院 竹石 恭知
お問い合わせ先	本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。ご希望があれば、他の患者さんの個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。 また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。 【照会先及び研究への利用を拒否する場合の連絡先】 研究責任者：東北医科薬科大学若林病院産婦人科 病院教授 渡辺 正 住所：仙台市若林区大和町 2-29-1 TEL：022-236-5911 FAX：022-238-7987 研究責任者：（所属）秋田大学医学部附属病院 産科婦人科 （職位）教授 （氏名）寺田幸弘 住所：秋田県秋田市広面字蓮沼 4 4-2 TEL：018-884-6163 FAX：018-884-6447

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：上記「お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

＜個人情報保護法第 21 条＞

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

当院が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

＜個人情報保護法第 33 条＞

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合